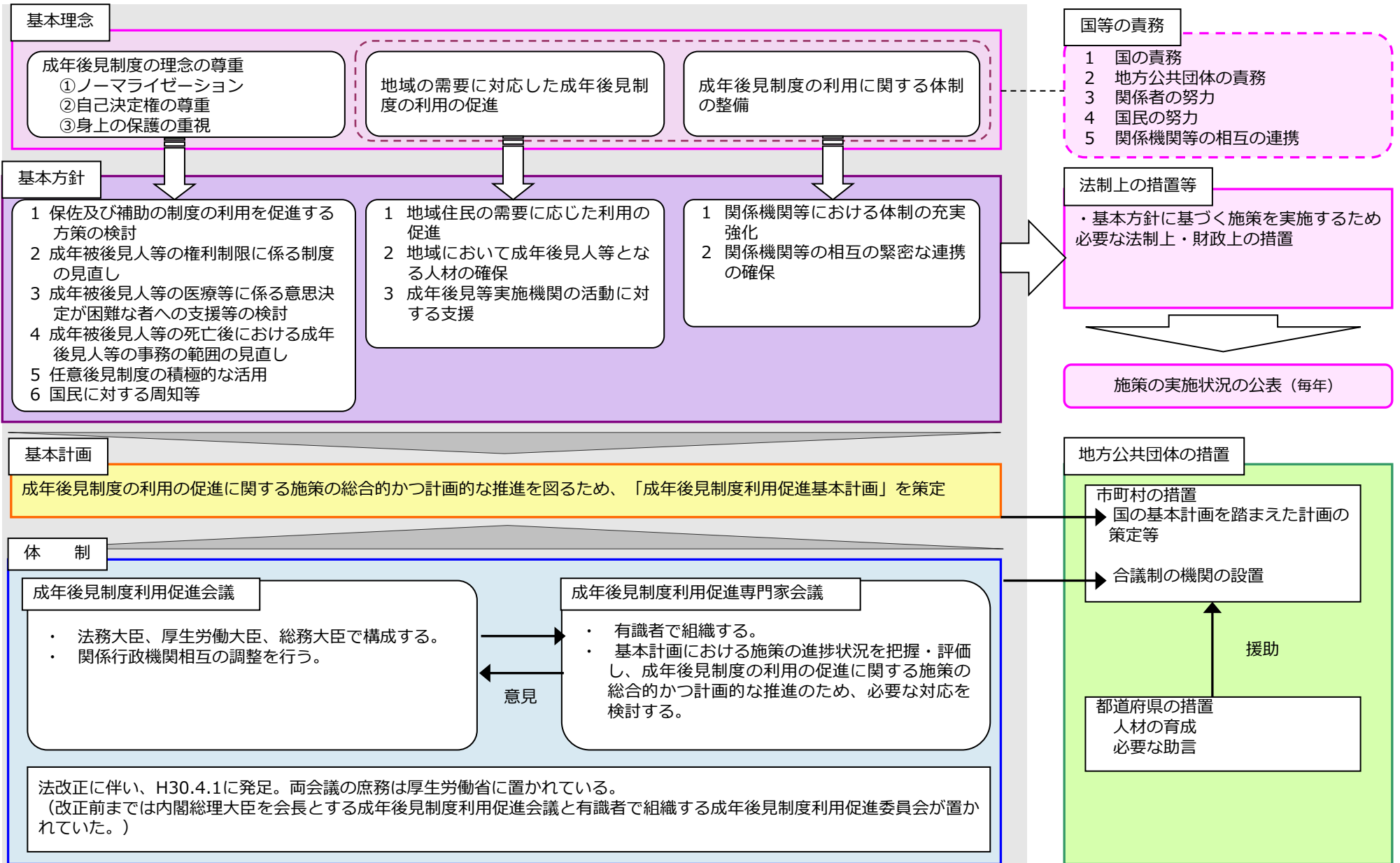


# 成年後見制度利用促進計画の取組状況等について

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

成年後見制度利用促進室

# 成年後見制度の利用の促進に関する法律（イメージ図）



※平成28年4月8日成立、同年5月13日施行、本法附則の規定により平成30年4月1日改正、同日施行

# 第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要

～ 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進 ～

- 成年後見制度利用促進法に基づき、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（計画期間は令和4～8年度の5年間）を閣議決定

## I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

### ◆ 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

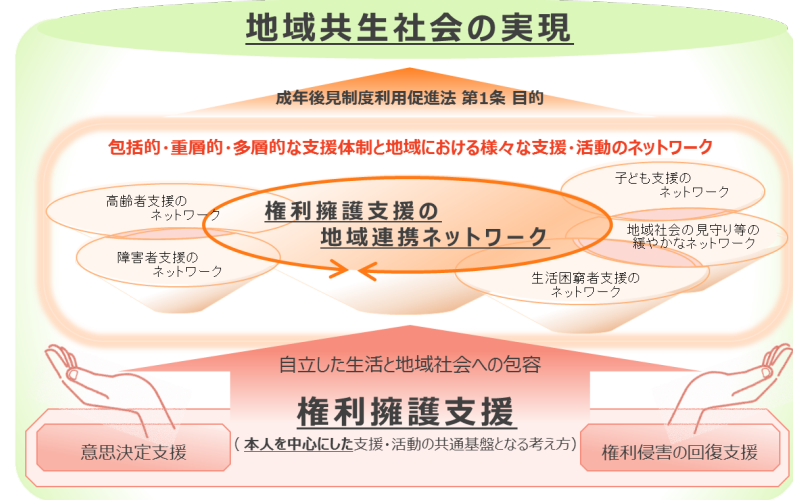
- ・ 地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく。

### ◆ 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

- ・ 以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
  - ① 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること
  - ② 成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制を整備すること
  - ③ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること
  - ④ 任意後見制度や補助・保佐類型が利用されるための取組を進めること
  - ⑤ 不正防止等の方策を推進すること

### ◆ 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

- ・ 地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。



## II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

### 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
  - ・ スポット利用の可否／三類型の在り方／成年後見人の柔軟な交代／成年後見人の報酬の在り方／任意後見制度の在り方
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
  - ・ 日常生活自立支援事業等との連携・体制強化／新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討／都道府県単位での新たな取組の検討

### 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等
- (4) 各種手続における後見業務の円滑化等

### 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
  - － 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
- (2) 地域連携ネットワークの機能
  - － 個別支援と制度の運用・監督－
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
  - － 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

### 4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

# 成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント①

## 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

### 各施策の進捗状況等

#### (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討

- ・ 法務大臣による法制審議会に対する諮問(R6.2)

#### (2) 総合的な権利擁護支援策の充実

- ・ 日常生活自立支援事業と成年後見制度等との連携の推進
- ・ 持続可能な権利擁護支援モデル事業の実施(R4～)
- ・ 地域共生社会の在り方検討会議における検討(R6.6～)

### 今後の対応

#### (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討

- ・ 法制審議会における調査審議を踏まえた所要の対応

#### (2) 総合的な権利擁護支援策の充実

- ・ 日常生活自立支援事業の実施体制の抜本的な強化を図る等
- ・ 地域共生社会の在り方検討会議における検討を進め、所要の対応
- ・ 生活支援等のサービスにおける意思決定支援の在り方の検討
- ・ 金融機関における第三者の支援による本人の預貯金の引き出しに関する理解促進に向けた取組

## 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

### 各施策の進捗状況等

#### (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- ・ 各種意思決定支援ガイドラインに共通する基本的考え方の整理(R4)
- ・ 様々な分野における各種研修・周知活動の継続
- ・ 障害福祉サービス事業等の指定基準の見直し(R6)
- ・ 都道府県による意思決定支援研修の実施 34都道府県 (R6.4)

#### (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等

- ・ 市町村や都道府県における受任者調整の推進
- ・ 苦情等に対応する関係機関連携フローの試行(R4～)
- ・ 法制審議会における後見人等の報酬の在り方を含めた調査審議
- ・ 後見等事務報告書式の見直し(R7.4開始)

#### (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等

- ・ 後見制度支援預貯金・信託の導入割合 72.2% (R6.3末)
- ・ 家庭裁判所における不正防止に向けた取組の継続
- ・ 損害を補償する保険等の事後救済の取組の導入

#### (4) 各種手続における後見事務の円滑化等

- ・ 市町村・金融機関等の窓口対応の向上のための周知等の実施

### 今後の対応

#### (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- ・ 意思決定支援に関する情報提供・各種研修の更なる充実
- ・ 家庭裁判所の身上保護事務に対する適切な監督の継続による後見人等の意識の向上
- ・ 障害福祉分野の意思決定支援ガイドラインの見直しの検討

#### (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等

- ・ 権利擁護支援チームの形成支援・自立支援機能の更なる強化
- ・ 受任者調整に関する手引きの作成
- ・ 後見人等に関する苦情等への一般的な対応スキームの整理・検討
- ・ 更なる報酬助成の推進等の早期検討
- ・ 本人情報シートの更なる活用、研修対象の拡大の検討

#### (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等

- ・ 後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の更なる導入促進
- ・ 専門職団体における不正防止や保険外での補償に係る取組の促進

#### (4) 各種手続における後見事務の円滑化等

- ・ 関係省庁・地方公共団体・金融機関における更なる理解促進

# 成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント②

## 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

### 各施策の進捗状況等

- ア 地域連携ネットワークづくり・機能強化**
- 市町村・都道府県における体制整備の推進（補助事業・研修）
  - 全国権利擁護相談窓口を通じた専門的助言の実施
  - 成年後見制度利用促進ポータルサイトにおける広報
  - 中核機関の整備状況 1,187市町村(R6.4)
  - 地域共生社会の在り方検討会議における検討**(R6.6～)
  - 地域連携ネットワークの関係機関等における相互理解の継続
- イ 包括的・多層的な支援体制づくりの促進**
- 成年後見制度の関連諸制度間の連携推進に向けた取組

### 今後の対応

- 市町村によるネットワークづくりへの主体的な取組の継続
- 都道府県による市町村では担えないネットワークづくりの主導
- 地域連携ネットワークの**各支援機能の強化**に向けた取組の検討、中核機関未整備地域における都道府県の協議会の活用促進等
- 地域共生社会の在り方検討会議における**中核機関の位置づけ・役割・名称に関する検討**
- 福祉行政と家庭裁判所における適時適切な連絡**を可能とするためのしくみの整備

## 4 優先して取り組む事項

### 各施策の進捗状況等

- (1) 任意後見制度の利用促進**
- 利用促進に向けた周知活動の継続
  - 任意後見監督人選任の申立てを促す文書送付・利用状況に関する意識調査の実施(R4.12)
- (2) 担い手の確保・育成等の推進**
- 市民後見人養成者数 25,607人(R6.4)
  - 法人後見実施法人数 1,317法人(R6.4)
  - 市町村・中核機関等による親族後見人に対する支援
- (3) 市町村長申立ての適切な実施・成年後見制度利用支援事業の推進**
- 都道府県・市町村に対する**事務連絡の発出**(R5.5)
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定**
- 市町村による計画策定・必要な見直し 1,358市町村(R6.4)
  - 都道府県における取組方針の策定 28都道府県(R6.4)
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくり**
- 市町村向けの相談窓口の設置、専門アドバイザーの配置
  - 都道府県による協議会設置状況 37都道府県(R6.4)

### 今後の対応

- (1) 任意後見制度の利用促進**
- 周知活動の強化、利用促進のための更なる取組の検討
  - 法制審議会における調査審議を踏まえた所要の対応
- (2) 担い手の確保・育成等の推進**
- 市民後見人の養成推進及び更なる活躍の場の提供の検討
  - 法人後見の担い手育成推進及びガイドラインの作成の検討
  - 親族後見人に対する支援の充実
- (3) 市町村長申立ての適切な実施・成年後見制度利用支援事業の推進**
- 都道府県による市町村長申立てに関する研修の見直し
  - 地域支援事業・地域生活支援事業の必要な見直しを含めた対応の早期検討
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定**
- 市町村・都道府県における取組の充実
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくり**
- 専門アドバイザーの配置・活躍の促進等を通じた都道府県の更なる機能強化を推進

# 重要業績評価指標（KPI）の進捗状況について

	KPI (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	KPI 進捗状況 (R6.4時点)
優先して取り組む事項	<b>任意後見制度の利用促進</b> ・周知・広報  ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50法務局・ 地方法務局 ・全286公証役場  -	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続	任意後見制度の周知・広報 <b>1,188 / 1,741市町村</b> <b>50 / 50法務局・地方法務局</b> <b>286 / 286公証役場</b>
	<b>担い手の確保・育成等の推進</b> ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県  ・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討 都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定 都道府県における担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施			都道府県による担い手の継続的な確保・育成等	担い手の育成方針の策定 <b>18 / 47都道府県</b> 市民後見人養成研修の実施 <b>16 / 47都道府県</b> 法人後見実施のための研修の実施 <b>22 / 47都道府県</b>
	<b>市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進</b> ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施  ・成年後見制度利用支援事業の推進	・全47都道府県  ・全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善 全国で適切に実施する方策の検討 市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施			都道府県による研修の継続実施 市町村による実施	市町村長申立てに関する研修の実施 <b>43 / 47都道府県</b> 成年後見制度利用支援事業の要綱等の見直し 高齢者関係 申立費用 1,012/1,741市町村 報酬 1,048/1,741市町村 障害者関係 申立費用 1,021/1,741市町村 報酬 1,045/1,741市町村
	<b>権利擁護支援の行政計画等の策定推進</b> ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	市町村による計画策定・必要な見直し			策定状況等のフォローアップ	市町村による計画策定・必要な見直し <b>1,358 / 1,741市町村</b>
	<b>都道府県の機能強化</b> ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置			都道府県による協議会の継続的な運営	都道府県による協議会設置 <b>37 / 47都道府県</b>

# 重要業績評価指標（KPI）の進捗状況について

		KPI (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	KPI 進捗状況 (R6.4時点)
討 等 向 見 直 し に 検 査 の 制 度 等 の 見 直 し に 向 け た 検 討	成年後見制度等の見直しに向けた検討	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討					—
	総合的な権利擁護支援策の充実	—	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討。左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討					—
制 度 の 運 用 改 善 等	意思決定支援の浸透	・全47都道府県	都道府県による意思決定支援研修の実施		都道府県による研修の継続実施			意思決定支援研修の実施 34 / 47都道府県
	・都道府県による意思決定支援研修の実施	—	各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発					
	・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	—	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成		保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発			
	・基本的考え方の整理と普及	—	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応					—
	適切な後見人等の選任・交代の推進等	—	適切な報酬の算定に向けた早期の検討		成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討			
	・柔軟な後見人等の交代の推進（苦情対応を含む）	—	地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討					
・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	—	後見制度支援信託・支援預貯金の普及					—	
不正防止の徹底と利用しやすさの調和	—	関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及方策の検討						
地 域 連 携 ネ ッ ト ワ ー ク づ く り	地域連携ネットワークづくり	・全1,741市町村	市町村による制度や相談窓口の周知		市町村による周知の継続			制度や相談窓口の周知 1,658 / 1,741市町村
	・制度や相談窓口の周知	・全1,741市町村	市町村による中核機関の整備		市町村による中核機関の運営			
	・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	—	中核機関のコーディネート機能の強化					中核機関の整備 1,187 / 1,741市町村
	・後見人等候補者の適切な推薦の実施	—	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施					
	・権利擁護支援チームの自立支援の実施	—	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築					
	・包括的・多層的な支援体制の構築	—	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等		権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重層事業の効果的な取組方策の検討			

# 令和7年度 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査について

## 1. 公表スケジュール

年月	内容
2026年4月13日	厚生労働省ホームページ（成年後見制度利用促進）での公表 成年後見制度利用促進専門家会議委員、関係省庁への情報提供
2026年7月頃	成年後見制度利用促進専門家会議での報告

## 2. 令和7年度調査結果（令和7年4月1日時点）の概要

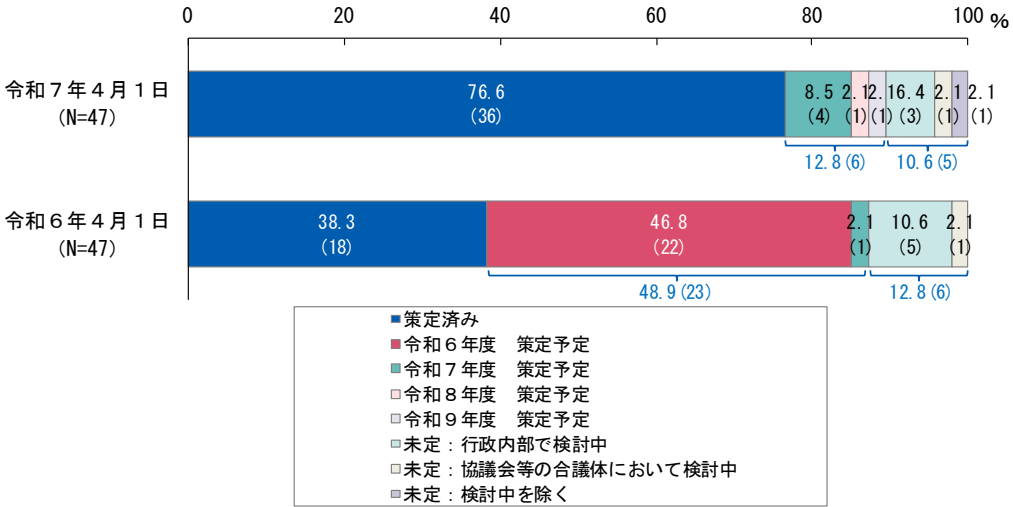
主な結果	令和6年度	令和7年度	第二期計画KPI
制度や相談窓口の周知（実施率）	1,658市町村（95.2%）	1,717市町村（98.6%）	1,741市町村（100.0%）
任意後見制度の周知・広報（実施率）	1,188市町村（78.0%）	1,573市町村（90.4%）	1,741市町村（100.0%）
中核機関の整備（整備率）	1,187市町村（68.2%）	1,340市町村（77.0%）	1,741市町村（100.0%）
市町村計画の策定（策定率）	1,358市町村（78.0%）	1,434市町村（82.4%）	1,741市町村（100.0%）
都道府県協議会の設置（設置率）	37都道府県（78.7%）	44都道府県（93.6%）	47都道府県（100.0%）
意思決定支援研修の実施（実施率）	34都道府県（72.3%）	42都道府県（89.4%）	47都道府県（100.0%）
市町村長申立て研修の実施（実施率）	43都道府県（91.5%）	47都道府県（100.0%）	47都道府県（100.0%）
担い手の育成方針の策定（策定率）	18都道府県（38.3%）	36都道府県（76.6%）	47都道府県（100.0%）

## （参考）調査概要

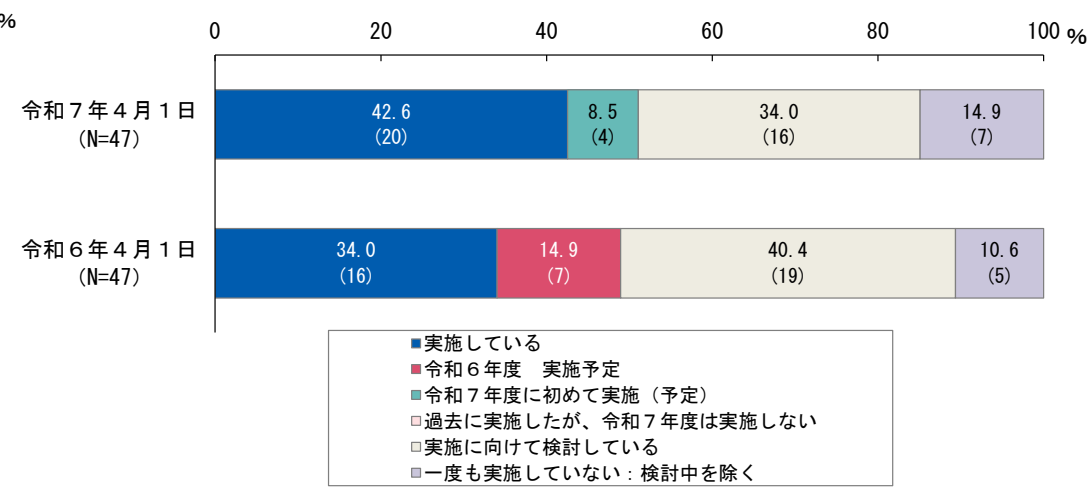
- 実施主体 厚生労働省（社会・援護局、老健局、障害保健福祉部の連名による実施）※調査事務局として、株式会社読売広告社が受託。
- 調査の目的  
成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、自治体における成年後見制度利用促進施策の取組状況を把握し、自治体に対して必要な助言等を行うことにより体制整備を推進するために行う。
- 調査時点 令和7年4月1日時点 ※一部調査項目は令和6年度等
- 調査対象 市区町村及び都道府県
- 調査方法 成年後見制度利用促進ポータルサイトの自治体・中核機関用ページの調査フォームに各自治体が入力し回答提出

### 3 都道府県の実施状況※ ※ 令和6年度末までのKPIが設定されている取組に限る

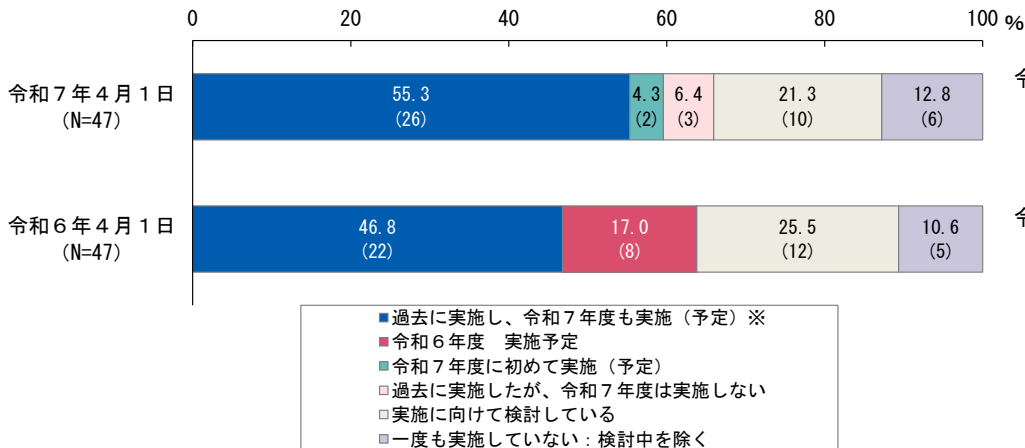
#### ● 都道府県による担い手の育成方針の策定状況



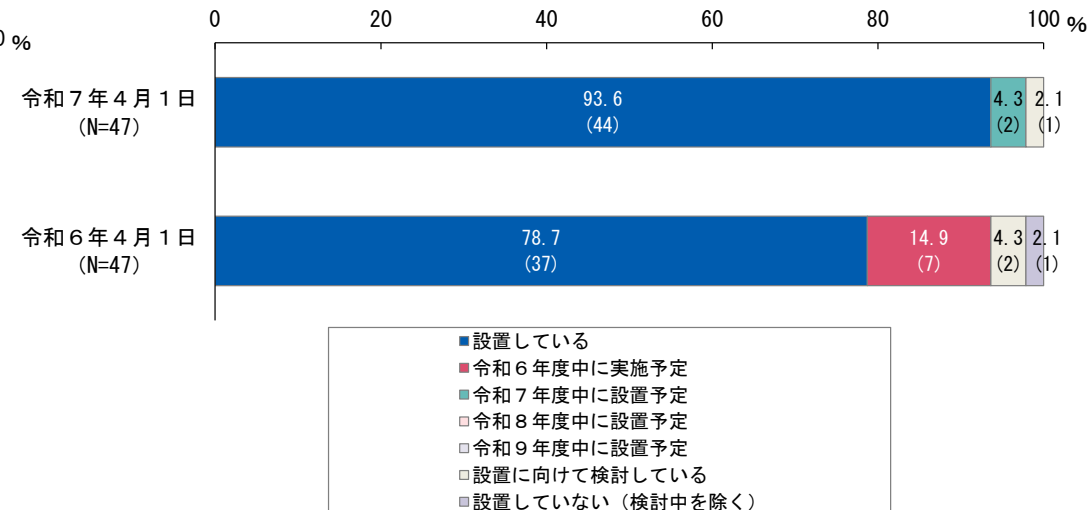
#### ● 都道府県における市民後見人養成研修の実施状況



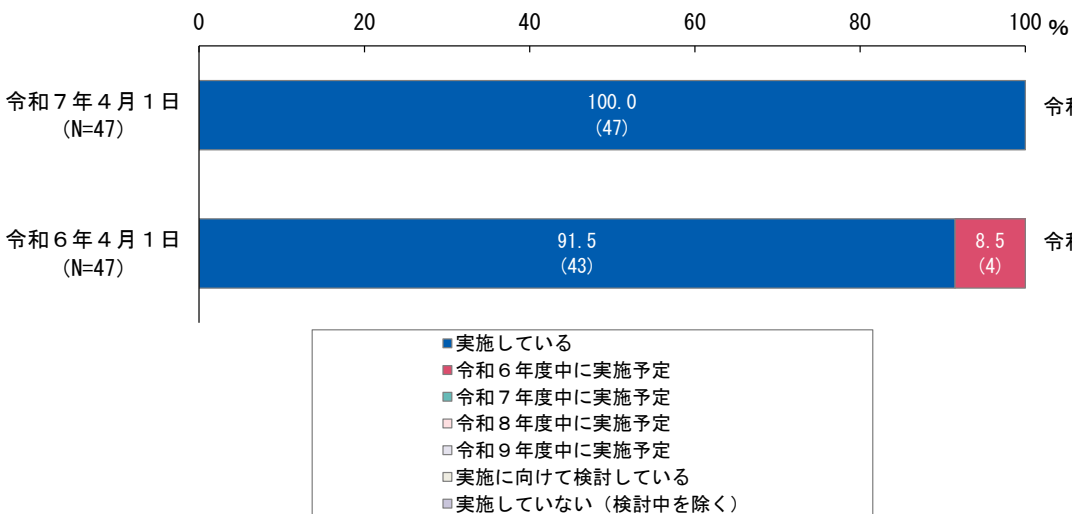
#### ● 都道府県における法人後見の担い手養成研修の実施状況



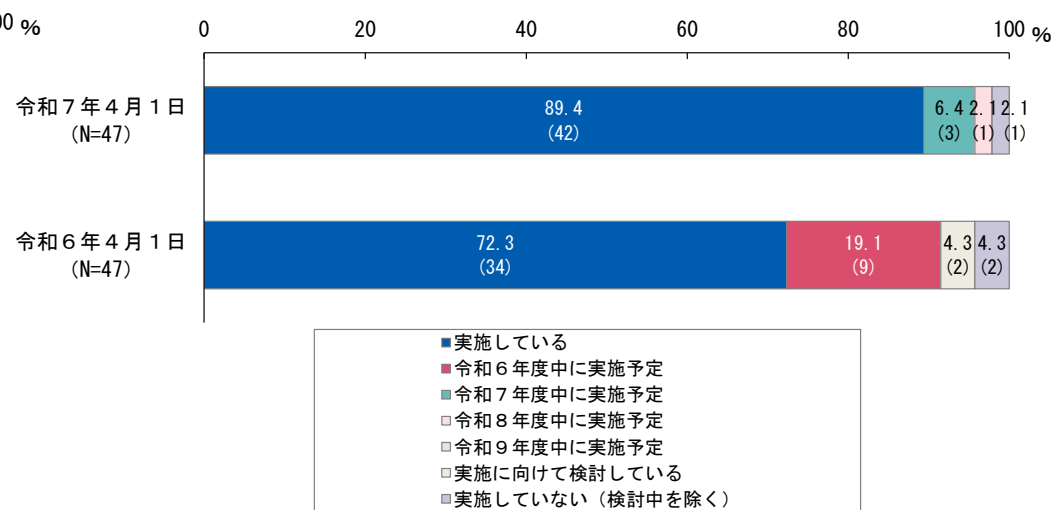
#### ● 都道府県単位の協議会の設置有無



### ●都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施状況



### ●都道府県による意思決定支援研修の実施状況



# (参考) 地域連携ネットワークの支援機能と地域の体制づくりに関する取組の実施状況

○ 地域連携ネットワークの支援機能と地域の体制づくりに関する取組の実施状況は以下のとおり。割合の分母は中核機関設置自治体の1,340。

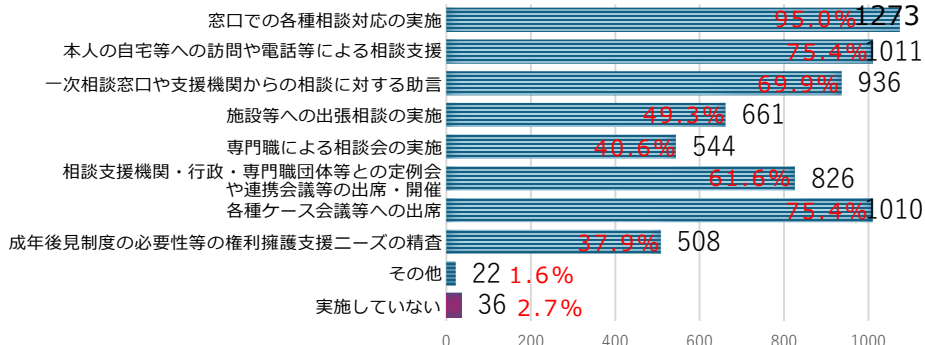
※ 数値は令和7年4月1日時点の成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査の速報値

## 本人中心の権利擁護支援チームを支えるための機能

### 福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能

成年後見制度の利用前

権利擁護の相談支援

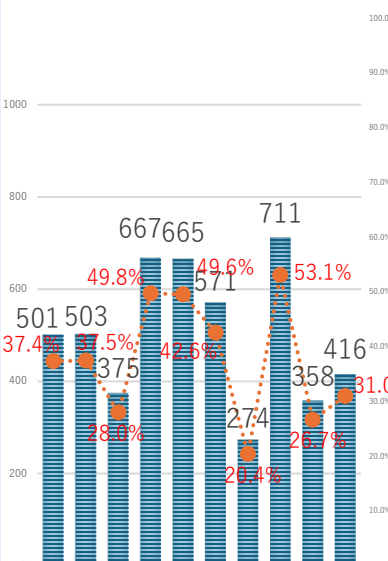
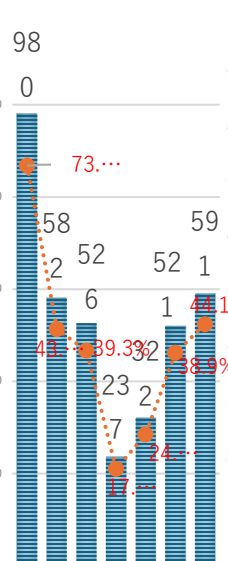
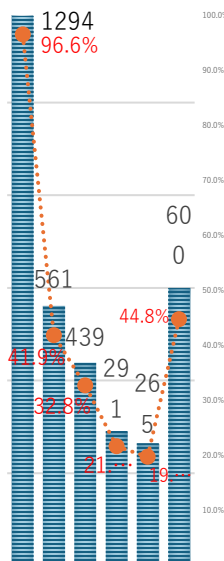


## 機能を強化するための地域の体制づくりに関する取組

### 共通理解の促進の視点

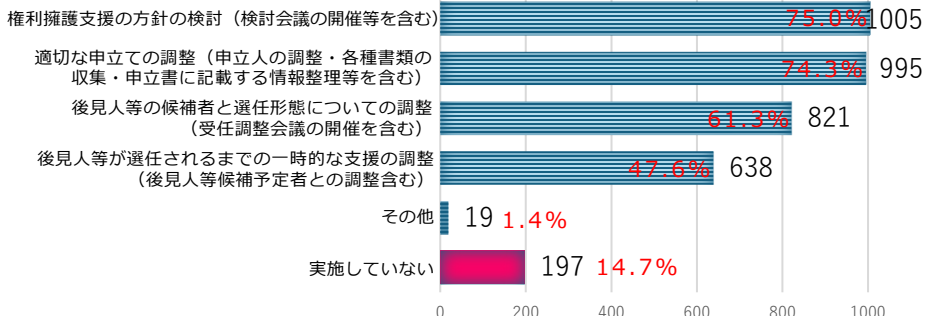
### 多様な主体の参画・活躍の視点

### 機能強化のためのしくみづくりの視点



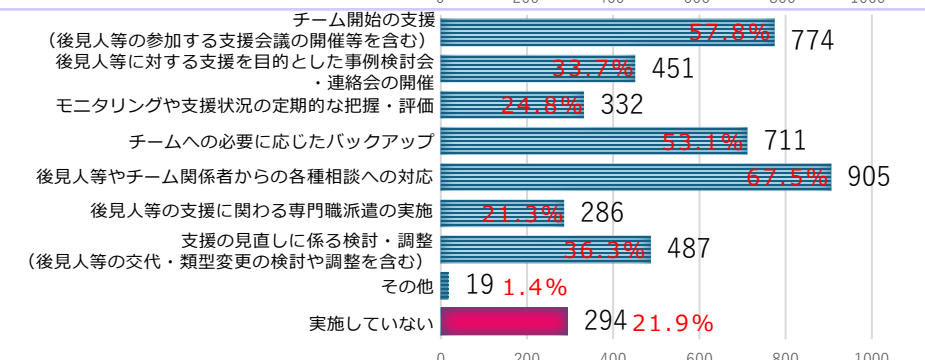
申立の準備から後見人の選任まで

権利擁護支援チームの形成支援



後見人の選任後

権利擁護支援チームの自立支援



# 成年後見制度利用促進体制整備研修等の実施

- 体制整備に関する基本的な考え方を全国に浸透させるため、成年後見制度や権利擁護について体系的かつ網羅的に学ぶことができる市町村・中核機関等職員向け研修（基礎・応用）、都道府県担当職員・都道府県専門アドバイザー向け研修、後見人等への意思決定支援研修、総合的な権利擁護支援策に関する研修を実施。令和2年～7年度の6か年で、**延べ18,359名が受講**した。
- 親族後見人、市民後見人等も対象とした「後見人等への意思決定支援研修」は令和2年度から実施しており、都道府県においては令和4年度から実施している。都道府県実施分を含む受講者数は、令和7年度までに**延べ14,302名**となった。

		基礎研修	応用研修	都道府県担当職員・ 都道府県専門アドバイザー向け研修	後見人等への意思決定支援研修		総合的な権利擁護支援策 に関する研修
対象 (R7)		市町村、中核機関、市町村社会福祉協議会等の職員、希望する都道府県担当職員、都道府県専門アドバイザー、都道府県社会福祉協議会職員等	市町村、中核機関、市町村社会福祉協議会等の職員、希望する都道府県担当職員、都道府県専門アドバイザー、都道府県社会福祉協議会職員等	都道府県担当職員、都道府県社会福祉協議等の関係団体職員、体制整備アドバイザー、権利擁護支援総合アドバイザー、意思決定支援研修担当アドバイザー、希望する市町村・中核機関等の職員	親族後見人、市民後見人、専門職後見人、法人後見実施団体職員、市町村、中核機関、都道府県担当職員、意思決定支援に関わる関係者（地域包括支援センター、基幹相談支援センター、介護・福祉施設、医療機関、当事者団体の職員等）		市町村、中核機関、市町村社会福祉協議会の職員、都道府県担当職員、都道府県社会福祉協議会等の関係団体職員、都道府県専門アドバイザー、市民後見人候補者等の担い手等
手法等 (R7)		○ オンデマンド配信 ○ ライブ配信（3日間） ※R4よりライブ受講が難しい方向けコースを設定 ※R6よりライブ配信の回数を2回から1回に変更	○ オンデマンド配信 ○ ライブ配信（3日間）	○ オンデマンド配信 ○ ライブ配信（対象別演習1日×3回、総合演習1日）	○ オンデマンド配信 ○ ライブ配信（半日）		○ オンデマンド配信 ○ ライブ配信（半日）
内容等		○ 権利擁護支援の基本理念と、地域連携ネットワークの全体像の理解を目的に実施。 ○ 相談対応・関連制度の基礎講義と、地域連携ネットワーク、市町村長申立て、意思決定支援、広報、権利擁護支援二ーズの精査と支援へのつなぎ、協議会運営等に関する事例演習を実施。	○ 中核機関職員に求められる実践的スキルの習得を目的に実施 ○ 受任調整、後見人等支援、意思決定支援会議の調整等に関する事例を用いた応用演習に加え、任意後見・補助・保佐類型の相談対応について講義・演習を実施。	○ 都道府県担当職員と都道府県専門アドバイザーの役割と連携の在り方を理解することを目的として実施。 ○ 市町村支援や研修企画、担い手育成、地域連携ネットワーク強化、協議会運営、権利擁護支援の相談へのアドバイス、対応、ケース会議等について、事例を用いた演習を実施。	○ 後見事務に携わる方を対象に、後見事務における意思決定支援等の理解を目的として実施。 ○ 意思決定支援の基本的考え方、意思決定と代行支援等、講義・演習を実施。 ○ 令和7年度より意思決定支援に関わる関係者への周知・広報を充実。		○ 成年後見制度の見直しの検討を深める前提として、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に理解し、地域での活用を促進することを目的として実施。 ○ 令和6年度は身寄りのない高齢者等の支援、令和7年度は意思決定支援の確保（意思決定サポーターの運用）を中心に講義や実践報告を実施。
					厚生労働省実施	都道府県実施	
延べ 受講者 数	R2	1,058名	881名	104名	—	—	—
	R3	355名	556名	115名	2,777名	—	—
	R4	1,164名	651名	223名	1,901名	—	—
	R5	1,133名	523名	350名	539名	1,544名	—
	R6	1,064名	483名	237名	534名	2,906名	691名
	R7	607名	399名	330名	1,142名	2,959名	442名
	合計	5,381名	3,493名	1,359名	6,893名	7,409名	1,133名

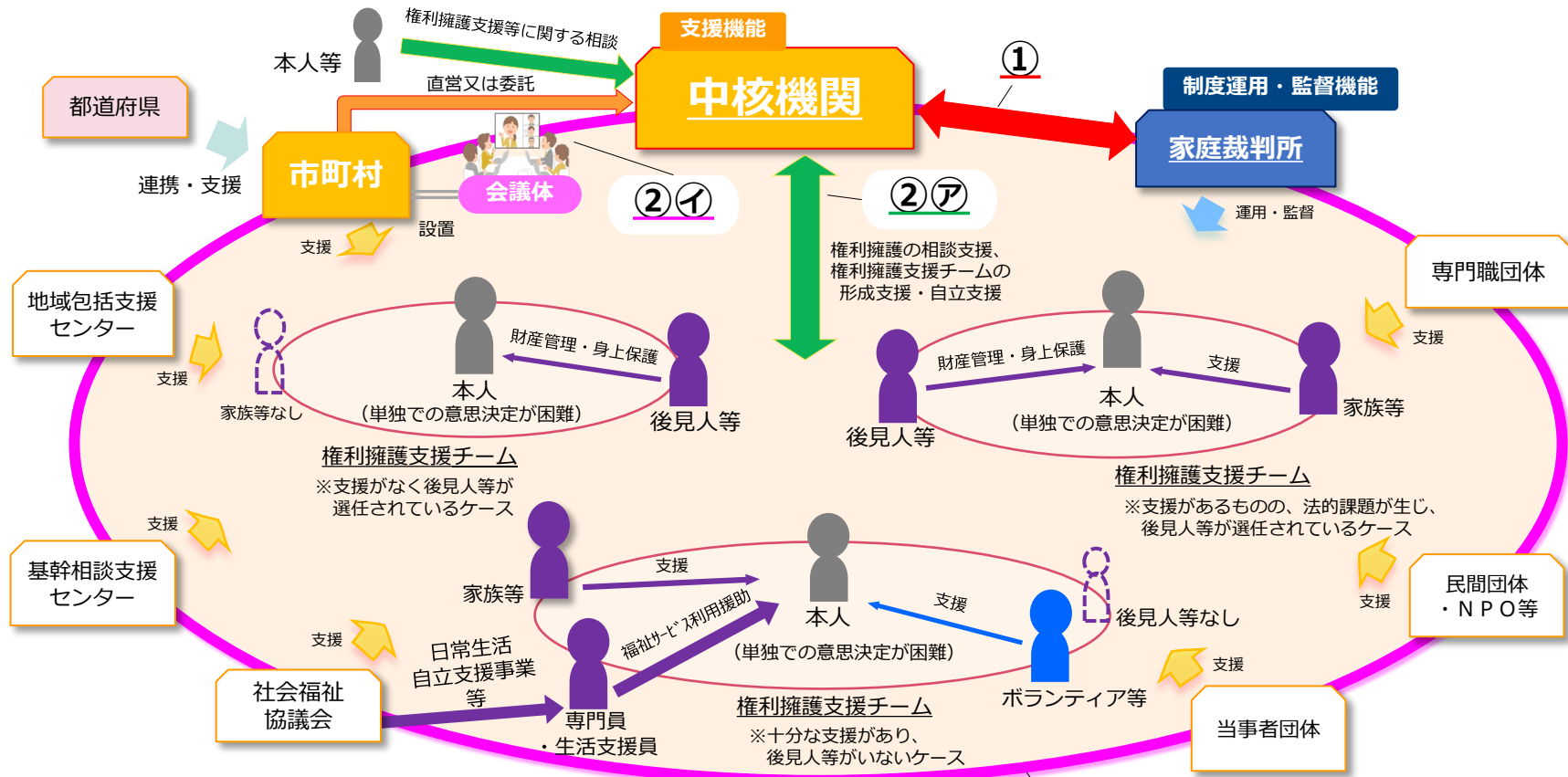
※オンライン実施のため、受講者数は受講決定者数を記載。

# 社会保障審議会福祉部会における検討

## 中核機関の位置付け等について ー概要イメージー

- ① (今後の成年後見制度の見直しの内容次第ではあるが、)市町村は、家庭裁判所から後見人等の選任・交代・終了の判断に当たって意見を求められた場合に、必要な範囲で、適時・適切に応答を行う。
- ②ア 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、「権利擁護支援の内容の検討」や「支援を適切に実施するためのコーディネート」を行う業務。
- ②イ 「専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネート」を行う業務(会議体の運営等)。

(注) 中核機関を設置していない市町村においては、市町村自ら②の各業務を実施するよう努めるとともに、①に対応することとなる。



権利擁護支援の地域連携ネットワーク

# 日常生活自立支援事業の概要

- 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する事業。

第二期計画では、「専門員が作成した支援計画の下で、地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助のしくみであり、これにより地域福祉が推進されている」と評価。

## 1. 実施主体

- 都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会
- ※ 事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等（基幹的社協等）に委託可

【令和6年度末の実施体制】

基幹的社会福祉協議会等の設置数	専門員数	生活支援員数
1,634か所	4,292人	15,401人

## 2. 利用対象者

- 判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者。

【令和6年度末の実利用者数と内訳】

	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	計
実利用者数(人)	20,444人 36.1%	14,833人 26.2%	18,451人 32.6%	2,953人 5.2%	56,681人 100.0%

## 3. 援助の内容

### 福祉サービスの利用援助

- ① 福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き
- ② 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続きに関する援助、その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助
- ④ 福祉サービスの利用料を支払う手続き

### 日常的な金銭管理サービス

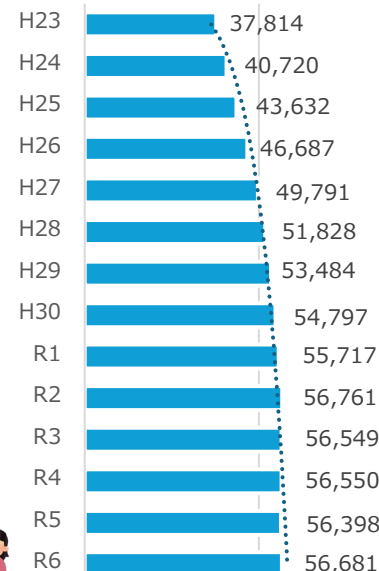
- ① 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
- ② 医療費を支払う手続き
- ③ 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- ④ 日用品等の代金を支払う手続き
- ⑤ ①～④の支払いに伴う預金の払い戻し、解約、預け入れの手続き

### 書類等の預かりサービス

- (保管できる書類等)
- ① 年金証書
  - ② 預貯金の通帳
  - ③ 権利証
  - ④ 契約書類
  - ⑤ 保険証書
  - ⑥ 実印・銀行印
  - ⑦ その他、実施主体が適当と認めた書類（カードを含む）

定期的な訪問による生活変化の察知  
 ≪見守り≫

## 4. 実利用者数の推移



具体的には、利用者との契約に基づいて、福祉サービス申請の助言や同行、サービスの利用料の支払い、公共料金の支払い等の日常的な金銭管理等を実施（1ヶ月の平均利用回数は約2回、利用料の平均1回1,200円）



# 社会保障審議会福祉部会報告書 (概要) ①

## 【議論の観点】

- 2040年に向け、人口減少・単身世帯の増加等の社会情勢の変化や多様化・複雑化する福祉ニーズ、人口構造や世帯構成の変化スピードの地域差、地域における支え合い機能の脆弱化への対応が課題
- 全ての市町村で、多様な地域生活課題の解決に向けて、福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、包括的な支援体制の整備を強力に推進していく必要
- 地域と行政が一丸となり、地域の資源を最大限活用し、地域住民、関係者が皆で共に地域を創り上げるため、誰も取り残されることなく地域で支え合う社会を目指す地域共生社会のさらなる実現・深化を行うことが重要

## 1. 地域共生社会の更なる展開について

### ① 包括的な支援体制整備に向けた対応

- 包括的な支援体制整備のために市町村が実施すべき施策の明確化
  - (1) 地域住民同士の支え合い推進のための環境整備、(2) 支援関係機関同士の連携体制整備、(3) 地域住民と支援関係機関の協働体制整備
- 支援会議を活用可能な市町村の拡大 (※)、市町村が地域の見守り等に協力する団体を委嘱できる仕組みの創設
  - ※ 重層的支援体制整備事業を実施していない市町村にも拡大
- 重層的支援体制整備事業の質の向上に向けた事業評価の導入
- 生活困窮者自立支援制度の対象として、頼れる身寄りがない高齢者等が含まれることの明確化等

### ② 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み

- 過疎地域等における包括的な支援体制整備を推進するための新たな仕組みの創設  
福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を縦割りの基準から分野横断的な基準に柔軟化、地域との協働促進を図る事業を実施

### ③ 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化

- 地域共生社会の実現に向けた行政責務・役割を明確化
- 福祉以外分野との連携・協働の強化

## 2. 頼れる身寄りがない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について

### ① 新たな第二種社会福祉事業の創設

- 頼れる身寄りがない高齢者等に対する「日常生活支援」「円滑な入院等の手続支援」「死後事務の支援」を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付ける

### ② 中核機関の位置付け等

- 権利擁護支援のコーディネーターや関係機関の連携強化等を行う事務を市町村の努力義務化
- 上記事務を担う中核機関の法定化

# 社会福祉法等の一部を改正する法律案の概要

## 改正の趣旨

質の高い福祉サービスの確保と社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立の双方の実現に向けて、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援を確保するため、小規模市町村での相談支援等に係る事業や人口減少地域における特例介護サービスの類型の新設、一定の要件に該当する有料老人ホームに係る登録制度の創設等の措置を講ずるとともに、福祉人材の安定的な確保や定着を図るため、介護支援専門員の資格に係る更新制の廃止及び法定研修の見直し等の措置を講ずるほか、介護分野等における質の高い福祉サービスの確保等を図るための都道府県協議会を設置すること、一定の要件を満たす社会福祉連携推進法人における社会福祉事業の実施を可能とすること等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充【社福法、介保法、老福法、障害者総合支援法、児福法、困窮法、生保法】

- ① 小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業(※)を新設するほか、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置可能等とする。  
※福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野横断的な基準に柔軟化するとともに、あわせて地域住民の取組との協働促進を図る事業を行う。
- ② 中山間・人口減少地域での地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みが導入可能となる特例介護サービスの類型（「特定地域サービス」）の新設や、地域のサービス提供主体が少ない場合に市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」の創設、事業者間の連携強化とそのための事業継続の仕組みの構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点運営する事業の新設等を行う。
- ③ 頼れる身寄りがない高齢者等に対する日常生活・入院等の手続・死後事務の支援を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付け、あわせて相談体制等の整備を図る。
- ④ 成年後見制度や地域における権利擁護事業の適切な利用の支援の中核的な役割を担う「地域権利擁護相談支援センター」を設置可能等とする。
- ⑤ 中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームに係る都道府県等への登録制度を導入する。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」等を新設し利用者負担を求める。
- ⑥ 介護サービス量等の中長期推計及び医療・介護連携等に関する介護保険事業（支援）計画の見直しや、介護サービス利用時等の電子資格確認の導入など介護被保険者証に係る見直しを行う。

### 2. 福祉人材の安定的な確保及び定着支援【社福法、介保法、障害者総合支援法、児福法、士土法、平成19年士土法改正法】

- ① 関係団体等（公的機関、地域の事業者、養成施設等）で構成する福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上、経営改善支援等の取組の促進を国及び都道府県の責務とし、関係者の連携を図る関係協議会を設置する。
- ② 令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後5年間は介護福祉士の資格を有することができるものとするほか、准介護福祉士資格を廃止する。
- ③ 介護支援専門員（ケアマネジャー）に係る研修受講を要件とした更新の仕組みを廃止するなど、法定研修に係る見直しを行う。

### 3. 支援基盤の強化等【社福法】

- ① 社会福祉連携推進法人が実施可能な業務を追加（第二種社会福祉事業等）し、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加する。
- ② 災害派遣福祉チーム（DWA T）として活動する人材登録の仕組みを整備する。等

## 施行期日

令和9年4月1日（ただし、2. ②の一部は公布日、2. ③は公布後1年6月以内に政令で定める日、1. ③及び⑤の一部は公布後2年以内に政令で定める日、1. ⑤、⑥及び2. ①の一部は公布後3年以内に政令で定める日）

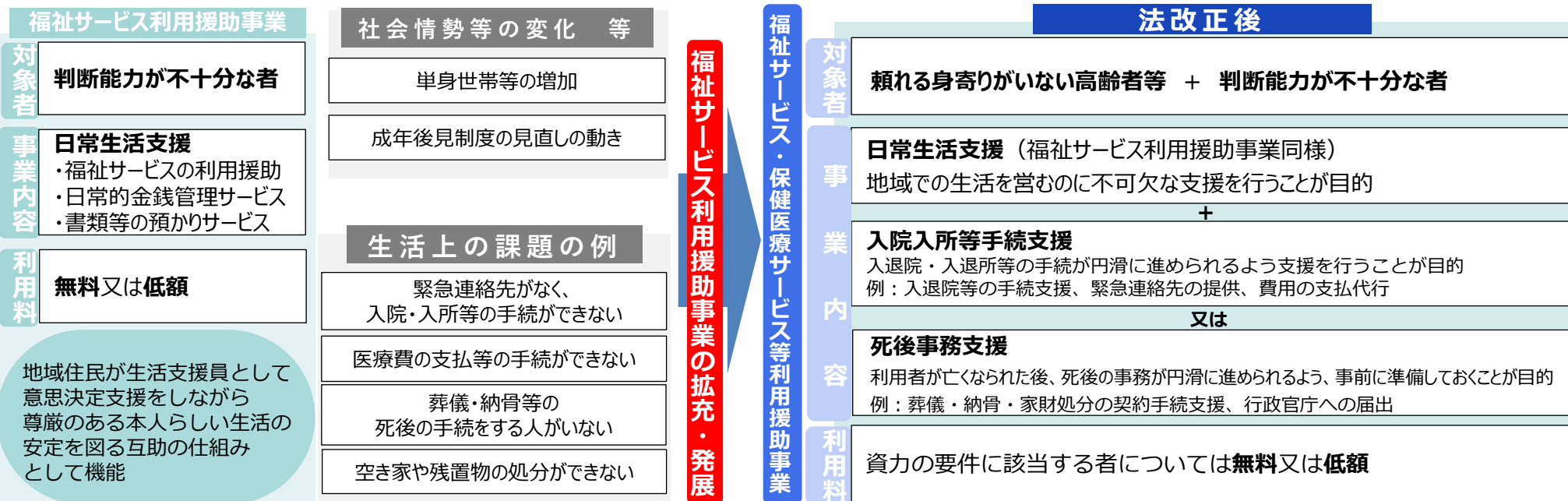
# 1. ③ 頼れる身寄りがいない高齢者等・判断能力が不十分な者を対象とする第二種社会福祉事業の新設

## 現状・課題

- 単身世帯等の増加が進む中で、頼れる身寄りがいない高齢者等にとって、これまで家族・親族等が担ってきたと考えられる**日常生活支援や入院・入所手続、死後事務などへの対応**が生活上の課題として顕在化している。  
いわゆる「高齢者等終身サポート事業」はこうしたニーズへの対応策の一つであるが、一定程度の費用が必要となることもあるため、**資力が十分でない者も利用できる事業**が求められている。
- 成年後見制度について、現在、利用の必要がなくなったときに制度利用を終了することを可能とする見直しが進められている。成年後見制度が見直された後においても、判断能力が不十分な者が尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、**地域における成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実**させていく必要がある。

## 見直し内容

- 頼れる身寄りがいない高齢者等や判断能力が不十分な者に対し、日常生活支援・円滑な入院等の手続支援・死後事務の支援を、**利用者のうち一定割合以上に無料又は低額の料金で提供する事業について、第二種社会福祉事業に位置付ける**（福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業）。



- 頼れる身寄りがいない高齢者等が地域で安心して自立した生活を継続するための支援策の充実
- 判断能力が不十分な者の地域生活を支えるための総合的な権利擁護支援策の充実

# 1. ③ 頼れる身寄りがない高齢者等への相談支援機能等の強化

# 1. ④ 成年後見制度等の適切な利用の支援

## 現状・課題

- 福祉の各領域（介護・障害・生活困窮）における既存の支援体制の枠組みにおいて、**頼れる身寄りがない者からの相談が寄せられた場合に対応はしているものの、積極的な体制整備が行われていない現状**があり、現在、居宅介護支援事業所においてやむを得ず実施せざるを得ない法定外業務（いわゆるシャドウワーク）に係る生活ニーズについても、**地域全体として対応していく必要がある**。
- **成年後見制度が必要なくなったときに利用を終了することが可能な制度へと見直されることを踏まえ**、判断能力が不十分な者が、成年後見制度や地域における権利擁護事業を適切に利用できるよう、**権利擁護に関わる地域の関係機関・民間団体等の連携協力体制を構築する必要がある**。

## 見直し内容

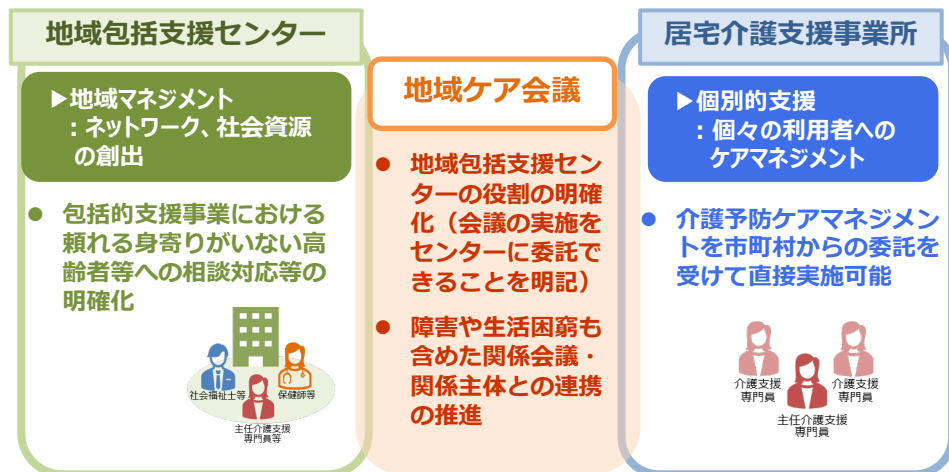
### <頼れる身寄りがない高齢者等の支援体制の整備>

- 地域における頼れる身寄りがない高齢者等の相談支援体制の整備及び地域資源の活用・開発を推進する観点から、
  - ・ 頼れる身寄りがない高齢者等からの相談対応について、介護保険制度の**包括的支援事業（総合相談支援事業）の相談対象として明確化等**するとともに、各市町村で地域課題として議論し実効的な課題解決を行うため、圏域ごとの体制づくりを行う観点から、**地域ケア会議の実施を地域包括支援センターに委託できることを明記**し、障害や生活困窮等の他分野も含めた**関係会議・関係主体との連携を推進**する。
  - ※ あわせて、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の協働・役割分担をさらに進めるため、介護予防・日常生活支援総合事業に係る第一号介護予防支援事業（**介護予防ケアマネジメント**）について、**居宅介護支援事業所も市町村から委託を受けて直接実施することを可能とする**。
  - ・ 頼れる身寄りがない高齢者等からの相談対応について、**生活困窮者自立相談支援事業や障害者相談支援事業の対象として明確化等**するとともに、生活困窮者の見守りも含めた居住の支援を行う**地域居住支援事業の対象となることを明確化**する。

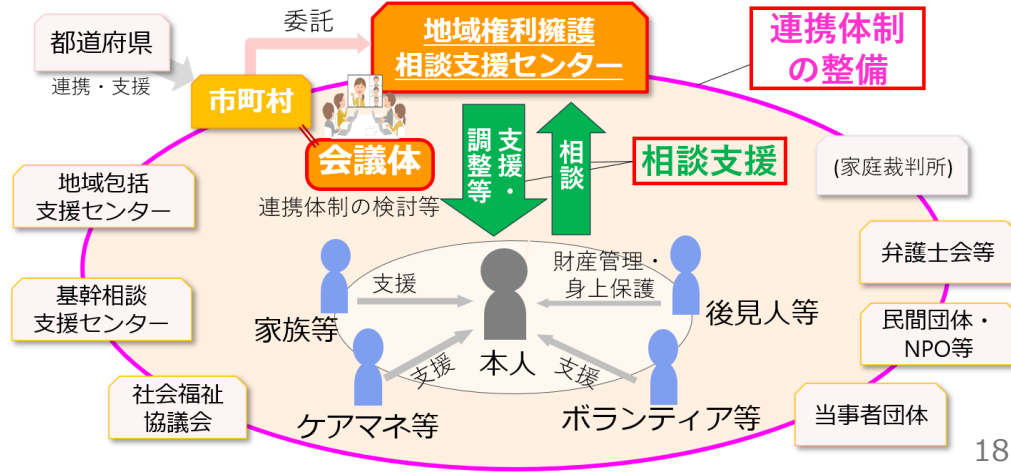
### <判断能力が不十分な者の支援体制の整備>

- 判断能力が不十分な者が成年後見制度や地域における権利擁護事業を適切に利用できるよう支援するため、**権利擁護に携わる支援関係者や本人等に対する相談支援及び地域の関係機関・民間団体の連携体制の整備に関する事務を市町村の努力義務とする**とともに、地域における権利擁護制度の適切な利用の支援の中核的な役割を担う機関として、これらの事務を行うことを目的とする**地域権利擁護相談支援センター**やこれらの事務の効果的な実施のために必要な情報の交換や、地域における連携体制の整備に関する検討等を行う**会議体**を設置できるようにする（センター・会議には秘密保持義務。）。

《介護分野での支援体制のイメージ》



《判断能力が不十分な者の支援体制のイメージ》



# 社会保障審議会福祉部会における検討

## 市町村単位での支援体制のイメージ

- 身寄りのない高齢者等への支援に当たっては、主に市町村単位で設置される地域の相談支援機関への相談を端緒に、必要となる支援を検討し、支援の担い手につなぐことや、つなぎ先となり得る地域資源を開発することなどが必要。
- 判断能力が十分でなく権利擁護の必要性がある方への支援は、市町村・中核機関による権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を基盤として、関係機関において相談を受け付け、関係者間における必要な情報共有や支援方針の検討を通じて、成年後見制度や日常生活自立支援事業等を含めた地域の権利擁護支援策を調整し、チームによる適切な支援が行われるようにすることが必要。
- 市町村単位でのこうした支援体制を整備する観点から、必要な取組について検討。

